

## 1 社会福祉法人に求められる「地域における公益的な取組」

## 法第24条第2項

法改正により、社会福祉法人に対して「地域における公益的な取組」の実施を求める以下の規定が新たに設けられた。

法第24条第2項 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

## 規定が設けられた背景

現行法第24条が定めるように、社会福祉法人は社会福祉事業の中心的な担い手であり、また、地域における福祉ニーズに対応し、既存の制度では対応できない人々を支援することを本旨とする法人である。

しかし、現在、人口減少社会の到来、人口構造の高齢化等を背景に既存の制度では対応できない様々な地域課題が健在化してきている。

高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人は、これまで以上に公益性の高い事業運営を行うことが重要であり、他の事業主体では対応できない福祉ニーズの充足が社会福祉法人に対して求められている。

## 「地域における公益的な取組」の考え方

法によると、法人に求められる取組とは、以下の3点を満たす取組であると考えられる。

- 1 取組範囲…社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供されるサービスである
- 2 対 象…日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対するものである
- 3 要 件…無料又は低額な料金で提供される

	社会福祉事業	公益事業
地域における公益的な取組	上記2、3を <b>満たす取組</b>	
その他の取組	その他の社会福祉事業	その他の公益事業

地域公益事業  
(太枠部分)

※ 国資料をもとに作成

地域公益事業…公益事業のうち、法第2条第4項第4号に掲げる事業(いわゆる「事業規模要件」を満たさない事業)を除く日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。(法第55条の2第4項第2号)  
⇒ 社会福祉充実残額の用途として、法人が社会福祉充実計画に記載した事業

## 2 現状

## 現状

都内の社会福祉法人のなかには、既に「地域における公益的な取組」を行っている法人も一部あるが、法第24条第2項により、平成28年4月1日からは全ての法人に対して地域における公益的な取組の実施が求められる。

## 〈参考〉 都所轄社会福祉法人の地域ニーズへの対応状況

- 現況報告書で確認すると、都所轄法人のうち、既に地域ニーズへの対応を行っている法人もあり、例としては
    - ・ 「地域の単身高齢者を対象とした見守り・配食サービス等の実施」
    - ・ 「介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免」
    - ・ 「貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施」
- などの取組があげられる。

## 3 論点

- 1 社会福祉法人は地域における公益的な取組をどのように進めていけばよいか。
  - (1) 地域における福祉サービスに対する需要をどのように把握すればよいか。
  - (2) 区市町村やNPO、ボランティア団体など地域における福祉サービスの担い手との連携をどのように進めていけばよいか。
- 2 所轄庁は社会福祉充実計画における地域公益事業の承認にあたって、計画と地域ニーズとの整合性をどのように確認していけばよいか。

※ 資料中の「法」とは、特段注記があるもの以外は国会で審議中の社会福祉法改正法案を指す。